

福岡県田川地区消防組合職員定数条例

〔昭和 45 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正	昭和 46 年 3 月 10 日条例第 2 号	昭和 55 年 12 月 1 日条例第 3 号
	平成 元年 12 月 22 日条例第 7 号	平成 4 年 7 月 31 日条例第 5 号
	平成 18 年 12 月 26 日条例第 6 号	平成 19 年 2 月 9 日条例第 1 号
	平成 19 年 3 月 27 日条例第 6 号	

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 2 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定に基づき、福岡県田川地区消防組合の職員（臨時又は非常勤職員を除く。以下同じ。）の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、155 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 2 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第 7 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 5 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。